大阪市立図書館バナー広告掲載申込書

令和　　年 　 月 　日

大阪市教育委員会教育次長　様

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 申込者 | 所在地 | | 〒 －  都道  府県 | | | | | | | | |
|  | | （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | | | | | | |
| 代表者職 | |  | | |  | | | （　　　　　　　　　　　　　　　） | | |
| 代表者  生年月日 | | 大正 ・ 昭和 ・ 平成　　　　年　　　月　　　日 | | | | | | | | |
|  | | （　　　　　　　　　　） | | 担当者TEL | |  | | | 担当者部署 |  |
| 担当者FAX | |  | | |
| 担当者メールアドレス | | | @ | | | | | | | |
| ※申込者と広告主が同じ場合は下記広告主欄の記入は不要です。  広告掲載希望者からの委任を受けて、広告代理店等の代理人が、申込およびその他広告掲載に係る事務手続きを代行する場合は、上記申込者欄に当該代理人について、下記広告主欄に広告主についてご記入ください。 | | | | | | | | | | | |
| ※広告主 | 所在地 | | 〒 －  都道  府県 | | | | | | | | |
|  | | （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | | | | | | |
| 代表者職 | |  | | |  | | | （　　　　　　　　　　　　　　　） | | |
| 代表者  生年月日 | | 大正 ・ 昭和 ・ 平成　　　　年　　　月　　　日 | | | | | | | | |
| 申　込　内　容 | 掲載希望エリア | | | （　　　　）エリア | | | |  | | | |
| 掲載希望期間および掲載料 | □ 3か月から10か月申込　　令和[　 ]年[　 ]月から令和[　 ]年[　 ]月末日まで  [ □Ａエリア: 10,000円/月　　□Ｂエリア: 5,000円/月  　□Ｃ・Ｄ・Ｅ・Ｆ・Ｇ・Ｈエリア: 3,000円/月 ] × 掲載期間[ 　]か月  　 計[ ]円  □令和6年度大阪市立図書館レシート広告申込済（C,D,E,F,G,Hエリア　掲載料半額） | | | | | | | | | |
| □ 11か月から14か月申込　　令和[　 ]年[　 ]月から令和[　 ]年[　 ]月末日まで  [ □Ａエリア: 10,000円/月　　□Ｂエリア: 5,000円/月  　□Ｃ・Ｄ・Ｅ・Ｆ・Ｇ・Ｈエリア: 3,000円/月 ] × 掲載期間[ 　]か月-1か月  　 計[ ]円　 1か月減額した掲載料になります  □令和6年度大阪市立図書館レシート広告申込済（C,D,E,F,G,Hエリア　掲載料半額） | | | | | | | | | |
| 広告掲載ページの業種 | | |  | | | | | | | |
| リンク先ＵＲＬ | | |  | | | | | | | |
| バナーの代替えテキスト（全角30文字以内） | | |  | | | | | | | |
| 掲載バナーファイル  (どちらかに○をつけてください) | | | メールにて送付　・　バナーURL（　　　　　　　　　　　　　　　） | | | | | | | |
| 確認事項 | | | | 確認されましたら、□にチェックを入れて下さい。 | | | | | | | |
| □大阪市広告掲載要綱及び大阪市教育委員会事務局等広告掲載要領を遵守します。  また、次に掲げる要件をすべて満たしています。  □(1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。  □(2) 大阪市税の滞納がないこと。  □(3) 暴力団員又は大阪市暴力団排除条例施行規則第３条各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。  注意 ・暴力団排除のため個人情報を警察に照会することがあります。  ・暴力団排除のため団体の役員名簿等の提出を求めることがあります。  ・上記に掲げる者に該当する者と大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合は、大阪市が大阪市暴力団排除条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市ホームページ等において、その旨を公表することがあります。 | | | | | | | | | | | |
| その他 | 当広告募集を知った媒体 | | | □当館ホームページ ・ □当館X(旧Twitter) ・ □大阪市ホームページ  □大阪市が配信する広告事業メールマガジン  □その他（　　　　　　　　　） | | | | | | | |

